

無料個別検診のお知らせ

○大腸がん検診
検便により、便に血液が混じっていないかを調べます

国の「がん検診推進事業」により、左記の生年月日に該当する方には、無料クーポン券をお送りしています。確認のうえ、受診してください。 ※平成27年度まちぐるみ総合健診で大腸がん検診を受診された方は、すでに無料で受診されていますので、対象外です。 ※平成27年4月20日以降に転入された方は、転入前の市町で発行された無料クーポン券と引き換えますので、健康課へご連絡ください。

- 対象となる方の生年月日
- 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
 - 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日
 - 昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
 - 昭和34年4月2日～昭和35年4月1日
 - 昭和29年4月2日～昭和30年4月1日

○肝炎ウイルス検診
B型・C型肝炎ウイルスを調べます

過去に肝炎ウイルス検診を受診したことがない方のうち、左記の生年月日に該当する方に、無料クーポン券と受診券をお送りしています。この機会にぜひ受診しましょう。 ※平成27年5月20日以降に転入された方で、過去に未受診の方は受診できますので、健康課へご連絡ください。

- 対象となる方の生年月日
- 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日
 - 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日
 - 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日
 - 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日
 - 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
 - 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
 - 昭和20年4月2日～昭和21年4月1日



個別健診を受けましょう

加東市国民健康保険に加入されている40歳以上の方(年齢基準日は平成28年3月31日)で、まちぐるみ総合健診(特定健診)を受診されていない方は、各医療機関で個別に特定健診を受診することができます。また、医療機関で定期的な検査を受けている場合は、簡易受診票を提出していただくことで、特定健診の受診に代えることができますので、簡易受診票の作成をかかりつけ医にご相談ください。

検査内容 身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査
〈必要な方のみ〉心電図・眼底検査

受診期限 12月25日(金)

負担額 1,000円 ※簡易受診票の作成は無料です。

受診方法 6月下旬にお送りする健診受診票の到着後、

前ページ下部表の協力医療機関へ電話予約のうえ、受診してください。

受診時に持参するもの 国民健康保険被保険者証、健診受診票、採尿容器

問い合わせ 市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎43-0500

40、45、50、55、60、65、70歳(平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に誕生日を迎える場合)の方は無料です。

免除の区分	所得審査の対象者	免除が適用される所得の上限額	免除後の保険料月額
全額免除	申請者本人・配偶者・世帯主	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円 本人が地方税法に定める障がい者又は寡婦であって、所得が125万円以下	0円
4分の3免除	申請者本人・配偶者・世帯主	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	3,900円
半額免除	申請者本人・配偶者・世帯主	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	7,800円
4分の1免除	申請者本人・配偶者・世帯主	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	11,690円
若年者(30歳未満)納付猶予	申請者本人・配偶者	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円 本人が地方税法に定める障がい者又は寡婦であって、所得が125万円以下	0円

○平成27年度保険料は、月額15,590円です。

7月は国民年金保険料の免除・納付猶予申請の更新時期です

経済的な理由や失業、退職などにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、納付の免除や猶予などを受けることができます。

【申請免除・若年者納付猶予制度の要件】

- ◆所得判定対象者は、前年の所得額が上記表の基準額以下である方
- ◆失業、退職、倒産、事業の廃止などがあつた方
- ◆生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
- ◆特別障害給付金を受けている方

【免除・猶予期間の扱い】

免除・猶予承認期間は、受給資格期間に算入されますが、免除の割合により受け取る年金額が変わります。

- 全額免除：1/2の年金
- 3/4免除：5/8の年金
- 半額免除：3/4の年金
- 1/4免除：7/8の年金

若年者納付猶予：年金額には影響しません。

なお、年金の受給前であれば、10年までさかのぼって保険料を納めることができます。(3年以上前の免除等期間の保険料を納付する場合、支払わなければならない金額が増加します。)

【申請・猶予承認期間】

免除・猶予の承認期間は、7月から翌年6月までとなります。7月から前年度に引き続き承認を希望する場合や、新たに承認を受けようとする方は、申請書の提出が必要です。ただし、前年度に保険料の全額免除(失業の場合を除く)の承認を受けていた方で、申請時に継続免除・猶予を希望されていた方は、改めて申請しなくても、自動的に審査を行います。

また、免除・猶予の申請は、申請月の2年1か月前の期間までさかのぼって受け付けできます。希望される方はお早めに手続きをしてください。

【申請に必要なもの】

- 印鑑
- 年金手帳
- 失業や退職を理由に免除申請をされる方は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等の写し

【申請・問い合わせ】

市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎43-0501

- 受診期間 7月1日(水)～12月25日(金)
- 受診方法 下記の協力医療機関へ電話予約のうえ、受診してください。(受診方法の詳細は個別通知でお知らせしています)

加東市(局番0795)

医療機関名	電話番号	大腸がん	肝炎ウイルス	特定健診
青山医院(吉井)	46-0321	○	○	○
赤羽目医院(北野)	48-5058	-	○	○
井上医院(沢部)	42-1190	○	○	○
嬉野診療所(山国)	42-8477	○	○	-
桂医院(大門)	43-0252	○	○	○
加東市民病院(家原)	42-5511	○	○	○
坂本医院(上中)	42-6660	○	○	○
神医院(森)	47-0144	○	○	○
曾野医院(東古瀬)	42-6299	○	○	○

医療機関名	電話番号	大腸がん	肝炎ウイルス	特定健診
田淵医院(新町)	48-0160	○	○	○
東条診療所(新定)	46-0048	○	○	○
ふるもとクリニック(社)	40-0202	○	○	○
ますむら医院(上滝野)	48-0704	○	○	○
松原メイフラワー病院(藤田)	42-8851	○	○	-
松本小児科医院(社)	42-5105	○	○	○
森下クリニック(社)	42-0024	○	○	○
やすらぎの森診療所(新定)	40-8100	○	○	○

小野市(局番0794)

医療機関名	電話番号	大腸がん	肝炎ウイルス	特定健診
井岡医院(菅田町)	67-2367	○	○	○
育が丘クリニック(櫻山町)	62-8112	○	○	○
栄宏会 小野病院(天神町)	62-9900	○	○	○
岡田内科医院(市場町)	62-7366	○	○	○
岡村医院(敷地町)	62-4300	○	○	○
柏木医院(船木町)	67-0199	○	○	○
北野整形外科・外科(黒川町)	63-1080	-	○	○
小島クリニック(王子町)	64-2727	-	-	○
清水内科クリニック(敷地町)	62-1005	○	○	○
つばた小児科医院(西本町)	62-2752	-	○	○

医療機関名	電話番号	大腸がん	肝炎ウイルス	特定健診
兵庫青野原病院(南青野)	66-2233	○	○	○
復井診療所(復井町)	66-7318	○	○	○
福岡クリニック(神明町)	63-1600	○	○	○
まえだクリニック(大島町)	64-0771	○	○	○
松尾内科(黒川町)	64-0880	○	○	○
三浦クリニック(天神町)	70-9288	○	○	○
山口内科医院(本町)	64-0202	○	○	○
依藤診療所(本町)	63-0028	○	○	○
緑駿病院(匠台)※	63-5577	-	-	○

※緑駿病院は、7月9日まで0794-66-2020でご予約いただけます。詳しくは、24ページをご覧ください。

問い合わせ 市民生活部健康課(庁舎2階) ☎43-0435